

渋川商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目 的)

第1条 本規約は、「あじさい共済」の一部をなす見舞金・祝金制度(以下、本制度という。)の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「あじさい共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「加入者」という。)とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「あじさい共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「あじさい共済」の一部をなす福祉団体定期保険(以下、「団体定期保険」という。)の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失 効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合は、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は、「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し、請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

附 則

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

平成22年3月23日一部改正(平成22年4月1日より施行)

別表1 見舞金・祝金給付内容

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、病気入院見舞金として1口あたり入院した日数にかかわらず6千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

但し、1年間(10月1日～9月30日)に2回の支払を限度とします。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故直接の原因として5日以上通院したときに事故通院見舞金として1口あたり通院した日数にかかわらず6千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

但し、1年間(10月1日～9月30日)に2回の支払を限度とします。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次に各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度加入後3年以上の方が、結婚したとき、結婚祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

《結婚祝金を支払わない場合》

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者が本制度加入後3年以上の方で、加入者または加入者の配偶者が出産したとき、出産祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

《出産祝金を支払わない場合》

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表2 見舞金・祝金給付請求手続き

■ 病気入院見舞金

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行って下さい。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付して下さい。

- ・入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金

加入者が事故通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行って下さい

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付して下さい。

- ・通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行って下さい。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付して下さい。

- ・婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明等の原本又はその写し

■ 出産祝金

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し、請求を行って下さい。

なお、請求時には、次のいずれかの書類を添付して下さい。

- ・出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票(続柄記載のあるもの)等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証(続柄記載のあるもの)の写し